

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

目次

○福島県監査委員  
監査公表五件

福島県監査委員

## 監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定により実施した財務監査の結果は、次のとおりです。

令和7年2月28日

福島県監査委員 満山喜一  
福島県監査委員 三瓶正栄  
福島県監査委員 渡辺仁子  
福島県監査委員 阿部寿子

- 監査等の基準  
本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。
- 監査等の種類  
財務監査（定期監査）
- 監査等の対象及び実施内容  
(1) 総務部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県北地方振興局	令和5年度	令和6年10月30日	三瓶正栄	渡辺仁	実地監査
相双地方振興局	令和5年度	令和6年11月6日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
県南地方振興局	令和5年度	令和6年11月19日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
南会津地方振興局	令和5年度	令和6年11月28日	三瓶正栄	渡辺仁	実地監査
会津地方振興局	令和5年度	令和6年12月25日	満山喜一	渡辺仁	実地監査

## (2) 企画調整部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
ふたば復興事務所	令和5年度 令和6年度	令和7年1月9日	三瓶正栄	阿部寿子	実地監査

## (3) 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県北保健福祉事務所	令和5年度	令和6年12月24日	三瓶正栄	阿部寿子	実地監査

## (4) 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県北農林事務所	令和5年度	令和6年10月30日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査
相双農林事務所	令和5年度	令和6年11月6日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
県北家畜保健衛生所	令和5年度 令和6年度	令和6年11月21日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査
農業総合センター	令和5年度	令和6年11月21日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査
会津農林事務所	令和5年度	令和6年12月20日	三瓶正栄	阿部寿子	実地監査

## (5) 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
相馬港湾建設事務所	令和5年度	令和6年10月29日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
南会津建設事務所	令和5年度	令和6年10月31日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
会津若松建設事務所	令和5年度	令和6年11月14日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査
県南建設事務所	令和5年度	令和6年12月23日	満山喜一	渡辺 仁	実地監査
県北建設事務所	令和5年度	令和6年12月24日	三瓶正栄	阿部寿子	実地監査
相双建設事務所	令和5年度	令和7年1月9日	三瓶正栄	阿部寿子	実地監査

## (6) 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
川口高等学校	令和5年度 令和6年度	令和6年11月14日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査
勿来高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年1月8日	満山喜一	渡辺 仁	実地監査
平商業高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年1月17日	三瓶正栄	阿部寿子	実地監査
いわき翠の杜高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年1月17日	三瓶正栄	阿部寿子	実地監査

## (7) 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法

南会津警察署	令和5年度 令和6年度	令和6年11月28日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査
いわき南警察署	令和5年度 令和6年度	令和7年1月8日	満山喜一	渡辺 仁	実地監査

## 4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

## 5 監査等の結果

## (1) 総務部

ア 監査した結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
相双地方振興局	・県税に係る釣銭について、令和6年5月16日以降同年10月2日までの間、釣銭用資金保管(受払)簿が記載されていない。また、庁内領収印の授受について、令和6年5月14日以降同年10月2日までの間、庁内領収印授受簿が記載されていない。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

## (2) 企画調整部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

## (3) 保健福祉部

監査した結果、次の1件の指摘事項、3件の指導事項については是正・改善を求めた。

## ア 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
県北保健福祉事務所	<p>・扶助費の支払事務に著しく適正を欠いているものがある。(事実)</p> <p>令和4年度のファミリーホームの措置費(事務費)について、改正により令和4年10月1日から適用される社会的養護従事者処遇改善加算費を支給すべきところ、改正内容の確認が漏れたため令和4年10月分から令和5年3月分が不足払いとなっている。</p> <p>ファミリーホーム甲</p> <p>正当支給額 16,863,094円</p> <p>誤支給額 16,725,754円</p> <p>不足額 137,340円(22,890円×6か月)</p> <p>ファミリーホーム乙</p> <p>正当支給額 13,692,390円</p> <p>誤支給額 13,511,450円</p> <p>不足額 180,940円(39,240円×1か月 28,340円×5か月)</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>扶助費の支払事務に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>

イ 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
<p>県北保健福祉事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者に対する住宅扶助について、グループホーム入居月は日割額とし、翌月分から変更認定により月額とすべきところ日割額を16か月間支給し、不足払いとなっている。</li> <li>・令和4年度福島県地域生活支援事業費等補助金について、令和5年9月に補助金が減額となる実績報告の訂正を受けて、返還を受けるために直ちに調定を行うべきところ、令和6年1月に遅れて調定している。</li> <li>・平成30年度から令和4年度の児童福祉施設等入所費負担金のうち12件について、月途中の措置停止の場合には日割計算を行うべきところ月額で計算したため、調定額が過大となっている。また、令和2年度から令和4年度の障害児入所施設の利用者負担金のうち就学前児童に係る3件について、令和元年10月から無償化されているにもかかわらず、誤って調定している。</li> </ul>

(4) 農林水産部

ア 監査した結果、次の1件の指摘事項、1件の指導事項について是正・改善を求めた。

(7) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
<p>県北農林事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負担金収入の調定について、著しく遅延しているものがある。</li> </ul> <p>(事実)</p> <p>県営土地改良事業に係る甲町の令和4年度負担金収入について、令和5年3月31日を納期限とする調定をすべきところ、同年9月14日に5か月以上遅延して調定し、同月25日に収入している。</p> <p>対象事業 復興基盤総合整備事業 負担金 375,000円</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>負担金収入の調定に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>

(1) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
<p>県北農林事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全額概算払した令和4年度福島県農産振興事業補助金について、額の確定事務に時間を要し精算を出納整理期間中に行えなかったため、1市2町に係る返還金を令和5年度に収入している。</li> </ul>

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(5) 土木部

ア 監査した結果、次の6件の指摘事項、1件の指導事項について是正・改善を求めた。

(7) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項

<p>南会津建設事務所</p>	<p>・内部統制が有効に機能しておらず、物件移転補償の契約事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>(事実)</p> <p>南会津建設事務所が実施する河道掘削工事に伴い支障となる甲町及び乙村所有の光ファイバー設備の移設工事について、組織内の情報共有が不十分であり、甲町及び乙村との物件移転補償契約を締結しないまま実施させ、翌年度に契約を締結し補償金を支払っている。</p> <p>1 甲町</p> <table border="0"> <tr> <td>町の移設工事契約日</td> <td>令和5年10月17日</td> </tr> <tr> <td>町との物件移転補償契約日</td> <td>令和6年5月28日</td> </tr> <tr> <td>支払年月日</td> <td>令和6年6月17日</td> </tr> <tr> <td>補償金額</td> <td>1,238,235円</td> </tr> </table> <p>2 乙村</p> <table border="0"> <tr> <td>村の移設工事契約日</td> <td>令和5年10月13日</td> </tr> <tr> <td>村との物件移転補償契約日</td> <td>令和6年5月28日</td> </tr> <tr> <td>支払年月日</td> <td>令和6年6月14日</td> </tr> <tr> <td>補償金額</td> <td>992,864円</td> </tr> </table> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>物件移転補償の契約に当たっては、組織内の情報共有やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき迅速かつ適正に行うこと。</p>	町の移設工事契約日	令和5年10月17日	町との物件移転補償契約日	令和6年5月28日	支払年月日	令和6年6月17日	補償金額	1,238,235円	村の移設工事契約日	令和5年10月13日	村との物件移転補償契約日	令和6年5月28日	支払年月日	令和6年6月14日	補償金額	992,864円					
町の移設工事契約日	令和5年10月17日																					
町との物件移転補償契約日	令和6年5月28日																					
支払年月日	令和6年6月17日																					
補償金額	1,238,235円																					
村の移設工事契約日	令和5年10月13日																					
村との物件移転補償契約日	令和6年5月28日																					
支払年月日	令和6年6月14日																					
補償金額	992,864円																					
<p>会津若松建設事務所</p>	<p>・占用料の調定事務について、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>(事実)</p> <p>河川区域における土地占用料及び流水占用料について、令和元年度から令和5年度までに、二重調定や算定方法誤りなどによる過大徴収8件884,792円、調定漏れや管路延長の誤りなどによる過小徴収7件24,473円、合計15件909,265円の誤徴収を行っている。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>過大調定額</th> <th>過小調定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>175,892円</td> <td>1,850円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>177,350円</td> <td>1,850円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>178,850円</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>176,350円</td> <td>6,690円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>176,350円</td> <td>13,033円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>8件 884,792円</td> <td>7件 24,473円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>占用料の調定に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	年 度	過大調定額	過小調定額	令和元年度	175,892円	1,850円	令和2年度	177,350円	1,850円	令和3年度	178,850円	1,050円	令和4年度	176,350円	6,690円	令和5年度	176,350円	13,033円	合 計	8件 884,792円	7件 24,473円
年 度	過大調定額	過小調定額																				
令和元年度	175,892円	1,850円																				
令和2年度	177,350円	1,850円																				
令和3年度	178,850円	1,050円																				
令和4年度	176,350円	6,690円																				
令和5年度	176,350円	13,033円																				
合 計	8件 884,792円	7件 24,473円																				
	<p>・契約事務手続に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>(事実)</p> <p>除草業務委託の随意契約において、特に必要があると認める理由を示さずに最低制限価格を設定し、見積書を徴収している。</p> <p>また、契約相手方の決定に当たり、見積金額と最低制限価格を税抜きで比較すべきところ、税抜きの見積金額と税込みの最低制限価格で比較したため、本来の契約相手方と異なる者と契約している。</p> <table border="0"> <tr> <td>事業者甲の見積金額</td> <td>955,000円 (税抜き)</td> </tr> <tr> <td>契約相手方</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業者乙の見積金額</td> <td>800,000円 (税抜き)</td> </tr> <tr> <td>本来の契約相手方</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予 定 価 格</td> <td>1,019,000円 (税抜き)</td> </tr> <tr> <td>最 低 制 限 価 格</td> <td>753,100円 (税抜き)</td> </tr> </table>	事業者甲の見積金額	955,000円 (税抜き)	契約相手方		事業者乙の見積金額	800,000円 (税抜き)	本来の契約相手方		予 定 価 格	1,019,000円 (税抜き)	最 低 制 限 価 格	753,100円 (税抜き)									
事業者甲の見積金額	955,000円 (税抜き)																					
契約相手方																						
事業者乙の見積金額	800,000円 (税抜き)																					
本来の契約相手方																						
予 定 価 格	1,019,000円 (税抜き)																					
最 低 制 限 価 格	753,100円 (税抜き)																					

	<p style="text-align: right;">828,410円（税込み）</p> <p>（是正又は改善の意見）                  契約事務手続に当たっては、組織内のチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p> <p>・設計額に誤りがあり、契約を解除しているものがある。                  （事実）                  道路改良工事の設計について、資材単価を誤ったまま設計書を作成し入札事務を行い、正しく積算した場合に落札者が入れ替わることが契約後に判明したことから、同契約を解除している。                  工 事 名 道路橋りょう整備（地活）工事（道路改良）                  工 事 内 容 道路改良工                  契約年月日 令和6年3月21日                  解除年月日 令和6年5月8日</p> <p>（是正又は改善の意見）                  設計書の作成に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>																																			
<p>県南建設事務所</p>	<p>・家賃の調定事務に著しく適正を欠いているものがある。                  （事実）                  復興公営住宅に係る令和5年6月から令和6年9月の家賃について、旧居住制限者と誤認し減額したため、調定額が過小となっている。                  対象世帯数 1世帯                  令和5年度                  正当調定額 228,000円（22,800円×10か月）                  誤調定額 121,000円（10,900円×7か月                  14,900円×3か月）                  過小調定額 107,000円                  令和6年度                  正当調定額 135,000円（22,500円×6か月）                  誤調定額 88,200円（14,700円×6か月）                  過小調定額 46,800円</p> <p>（是正又は改善の意見）                  家賃の調定事務に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>																																			
<p>県北建設事務所</p>	<p>・占用料の調定事務について、著しく適正を欠いているものがある。                  （事実）                  河川区域における土地占用料について、令和元年度から令和5年度までに、二重計上や算定方法誤りなどによる過大調定43件799,500円、調定漏れによる未調定43件757,950円、合計86件1,557,450円の誤徴収を行っている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>件数</th> <th>過大調定額</th> <th>件数</th> <th>未調定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3</td> <td>1,000円</td> <td>2</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>10</td> <td>5,250円</td> <td>7</td> <td>69,900円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>11</td> <td>264,750円</td> <td>12</td> <td>229,350円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>11</td> <td>264,750円</td> <td>12</td> <td>229,350円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>8</td> <td>263,750円</td> <td>10</td> <td>227,750円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>43</td> <td>799,500円</td> <td>43</td> <td>757,950円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（是正又は改善の意見）                  占用料の調定に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	年 度	件数	過大調定額	件数	未調定額	令和元年度	3	1,000円	2	1,600円	令和2年度	10	5,250円	7	69,900円	令和3年度	11	264,750円	12	229,350円	令和4年度	11	264,750円	12	229,350円	令和5年度	8	263,750円	10	227,750円	合 計	43	799,500円	43	757,950円
年 度	件数	過大調定額	件数	未調定額																																
令和元年度	3	1,000円	2	1,600円																																
令和2年度	10	5,250円	7	69,900円																																
令和3年度	11	264,750円	12	229,350円																																
令和4年度	11	264,750円	12	229,350円																																
令和5年度	8	263,750円	10	227,750円																																
合 計	43	799,500円	43	757,950円																																

対象機関	是正・改善を求めた事項
南会津建設事務所	・用地交渉に係る日額特殊勤務手当の申請内容の確認が不十分又は未申請であるため、過払い又は未払いとなっているものがある。また、旅行命令書を作成しなかったため旅費が未払いとなっているものがある。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(6) 教育委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(7) 公安委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

監査公表第2号

令和6年12月10日監査公表第26号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和7年2月28日

福島県監査委員 満 山 喜 一  
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄  
 福島県監査委員 渡 辺 仁  
 福島県監査委員 阿 部 寿 子  
 6 財 第 2 0 7 3 号  
 令和6年12月25日

福島県監査委員 満 山 喜 一  
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄 様  
 福島県監査委員 渡 辺 仁  
 福島県監査委員 阿 部 寿 子

福島県知事 内 堀 雅 雄

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和6年11月28日付け6福監第253号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 総務部  
 監査対象年度 令和5年度  
 監査実施年月日 令和6年10月11日

指摘・勧告事項	措置状況
<p>「指摘事項」          行政財産使用許可に伴う管理経費の算定に適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」          自治会館の管理経費について、令和5年4月に入居団体の変更があったことから、その変更に応じて管理経費を按分計算する際に使用する面積等を修正すべきところ、修正を行わなかったため、令和5年4月分から同年11月分まで管理経費</p>	<p>（原因）          今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <p>管理経費の算定において、入居団体の変更に伴う面積及び電気子メーターの修正が漏れていた。</p> <p>（処理状況）          1 令和5年12月27日          令和5年11月分の管理経費を算定し、調定を行った。</p>

を誤って算定し調定を行ったことにより、入居団体に追加負担額及び返納額が生じている。

入居団体の追加負担額（1団体）  
176,699円  
入居団体への返納額（11団体）  
5,165円

「是正又は改善の意見」

行政財産使用許可に伴う管理経費の算定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

2 令和6年1月5日  
令和5年4月分から11月分の管理経費の算定に誤りがあることを確認した。

3 令和6年2月1日  
令和5年12月分の管理経費を算定するとともに、4月分から11月分の本来の管理経費との差額（追加徴収1団体、返納11団体）分と合わせて調定を行った。

（今後の対応）

管理経費の算定については、以下のとおり対応する。

1 担当者は、入居団体の入退去の有無やそれに伴う面積等の変更を確認し、管理経費の算定において修正に漏れないようにする。

2 管理職員は、入居団体に変更があった場合には、変更点を確認するなどダブルチェックの徹底を図る。

- 2 監査対象機関 危機管理部  
監査対象年度 令和5年度  
監査実施年月日 令和6年10月9日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況																		
<p>「指摘事項」 高速道路無料措置に係る事務手続及び運用に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 災害救助、水防活動又は消防活動の用途で高速道路を利用する車両については、法令等に基づき高速道路の無料措置の適用を受けているが、消防防災航空センターにおいて、法定外の活動用途で利用する車両について誤って公務自動車証明書を交付し、無料措置の適用を受けている。</p> <p>法定外の活動用途の高速道路利用料金</p> <table border="1" data-bbox="300 1435 772 1630"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>32枚</td> <td>52,290円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>145枚</td> <td>259,680円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>87枚</td> <td>157,340円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>84枚</td> <td>119,200円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>3枚</td> <td>4,470円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>592,980円</td> </tr> </table> <p>「是正又は改善の意見」 高速道路無料措置に係る事務手続及び運用に当たっては、関係法令等に基づき適正に行うとともに、適時適切な指導・監督に努めること。</p>	令和元年度	32枚	52,290円	令和2年度	145枚	259,680円	令和3年度	87枚	157,340円	令和4年度	84枚	119,200円	令和5年度	3枚	4,470円	合計		592,980円	<p>（原因） 今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <p>1 危機管理課において公務自動車証明書を交付する際に、関係法令等を正しく理解し、消防防災航空センターが適正に利用するよう指導・監督を行っていないかった。</p> <p>2 消防防災航空センターに交付した公務自動車証明書の利用内容が関係法令等に合致した適切なものかを確認していないかった。</p> <p>（処理状況）</p> <p>1 令和5年12月27日 法定外の活動用途で利用した料金592,980円を事業者に支払った。</p> <p>2 令和6年3月19日 事業者と消防車両の高速道路利用に関する協定を締結した。</p> <p>3 令和6年3月25日 新たに公務自動車証明書に関する要領を定め、消防防災航空センターに通知した。</p> <p>（今後の対応） 公務自動車証明書に係る事務処理については、以下のとおり対応する。</p> <p>1 危機管理課担当者は、事務処理要領に基づき、毎月、消防防災航空センターに前月の利用実績を報告させ、利用内容が関係法令等や協定で認められたものであるかを確認する。利用内容に疑義が生じた場合は事業者と協議する。</p>
令和元年度	32枚	52,290円																	
令和2年度	145枚	259,680円																	
令和3年度	87枚	157,340円																	
令和4年度	84枚	119,200円																	
令和5年度	3枚	4,470円																	
合計		592,980円																	

	<p>2 危機管理課管理職員は、担当者から報告のあった消防防災航空センターの利用実績が適正であるか確認する。 また、不適切な利用が行われないよう消防防災航空センターの指導・監督を徹底する。</p>
--	--

- 3 監査対象機関 商工労働部  
 監査対象年度 令和5年度  
 監査実施年月日 令和6年10月4日、7日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 振替の会計区分に適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計から、令和4年度分償還金50,761,400円を同年度内に繰出しをし、一般会計へ繰入れをすべきところ、誤って同特別会計へ繰入れをしたため、令和5年度に改めて同特別会計から繰出しをし、一般会計へ繰入れをしている。</p> <p>「是正又は改善の意見」 振替の事務手続に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因) 今回の事案の原因は、以下のとおりである。</p> <p>1 令和4年度末の償還金の振替事務に当たり、担当者が会計区分を誤って入力し、経理担当者や管理職員の確認も不十分であった。</p> <p>2 決算見込資料の作成時において、収入額調等の予算額と執行実績の突合作業を怠ったため、誤りに気付かなかった。</p> <p>(処理状況) 令和6年3月29日 令和4年度分50,761,400円を、特別会計から繰出しをし、一般会計へ繰入れした。</p> <p>(今後の対応) 特別会計の事務について、以下のとおり対応する。</p> <p>1 担当者は、特別会計の事務処理について、根拠を明確にして処理するとともに、事務処理時は担当と主任主査において色を分けてチェックを行い、管理職員はチェックの相違や漏れがないかの確認を実施する。</p> <p>2 決算見込資料の作成時において、収入額調等の予算額と執行実績の突合作業を行うことで、確認を徹底していく。</p>
<p>「指摘事項」 収入調定事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 令和5年度における収入調定の取消漏れのため、収入未済扱いのまま令和6年度に繰り越し、減額処理しているものがある。</p> <p>1 原子力災害等復興基金から一般会計に1,641,998円を戻入すべきところ、令和6年3月26日に誤って基金繰入金収入調定を行い、その取消を失念したため、収入未済扱いのまま令和6年度に繰り越し、同年6月1日付けで減額処理している。</p> <p>2 建物貸付料（職員の借上公舎入居料）</p>	<p>(原因) 今回の事案の原因は、以下のとおりである。</p> <p>1 及び 2 とともに</p> <p>1 調定誤りに気付いたものの、他の業務を優先し、取消を後回しにしたが、その後失念し、取消をしなかった。</p> <p>2 財務会計システムにより毎週配信される収入未済一覧表の確認が不十分であり、また、未回覧だったため、課内で情報共有が図られておらず、取消漏れに気付かなかった。</p> <p>3 出納整理期間中の決算見込資料と財務会計データとの突合において、個々の収入未済の確認が不十分であり、後日、入金されるものと誤認し、取消漏</p>

<p>の令和5年5月分5,890円について、同年5月1日に誤って二重に収入調定を行い、その取消を失念したため、収入未済扱いのまま令和6年度に繰り越し、令和6年6月1日付けで減額処理している。</p> <p>「是正又は改善の意見」 収入調定に当たっては、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>れに気付かなかった。</p> <p>(処理状況) 令和6年6月 財務会計システムにより配信される月次管理資料により、他に取消漏れのないことを確認した。</p> <p>(今後の対応) 収入調定事務における二重調定や収入未済の管理について、以下のとおり対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 調定誤りに気付いた場合、後回しにせず、速やかに取消する。</li> <li>2 収入未済状況については、月次管理資料及び収入未済一覧表により確認するとともに、今後の収入予定についてコメントを付した上で課内回覧する。管理職員は確認状況をチェックするとともに、必要に応じて担当に指示する。</li> <li>3 出納整理期間中においては、決算見込資料と財務会計データとの突合と個々の収入未済のチェックを複数人で実施するとともに、収入予定についても確認する。管理職員は決算見込資料の決裁時に収入未済状況を確認し、必要に応じて担当に指示する。</li> </ol>
---	--

- 4 監査対象機関 農林水産部  
 監査対象年度 令和5年度  
 監査実施年月日 令和6年10月7日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 設計額に誤りがあり、契約を解除している。</p> <p>「事実」 建築工事について、資材単価を誤って積算した設計額を基に入札事務を行い、正しく積算した場合に落札者が入れ替わることが契約後に判明したことから、同契約を解除している。</p> <p>工 事 名 須賀川農業普及所移転 0501工事</p> <p>工 事 内 容 木造平屋建て 庁舎棟1 棟 車庫棟1棟</p> <p>契約年月日 令和6年2月22日 解除年月日 令和6年5月14日</p> <p>「是正又は改善の意見」 設計額の積算に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因) 今回の事案は単価の誤認によるミスであるが、チェックに関わった職員が単価に間違いはないと思い込んでしまったことによるもの。</p> <p>また、開札後、低価格入札を把握したが、積算内容の再確認を行わずミスに気付かなかった。</p> <p>(処理状況) 4月23日 誤りが発覚 4月24日 契約相手方及び入札参加者へ謝罪、契約解除を伝達 5月14日 契約解除 6月6日 農林水産部内に適正な入札事務の実施に関する通知文書を発出</p> <p>(今後の対応) 設計担当部署において、検算する際に、手作業で単価を設定している部分を重点的にチェックするとともに、発注担当部署においても、入札公告時に単価を公表しない物価資料等の適用箇所について設計担当部署から根拠資料を入手し確認を行う。</p> <p>また、低価格入札があった場合には、設計担当部署に対して積算の再確認依頼</p>

を行うことを徹底する。

- 5 監査対象機関 土木部  
 監査対象年度 令和5年度  
 監査実施年月日 令和6年10月11日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」          土木設計積算システムを使用し積算した設計額に誤りがあり、契約を解除している。</p> <p>「事実」          河川堤防舗装工事について、企画技術総室が運用している土木設計積算システムの計算プログラムに誤りがあったため、同システムにより過小に積算した設計額を基に入札事務を行い、正しく積算した場合に落札者が入れ替わることが契約後に判明したことから、同契約を解除している。</p> <p>工事執行機関 いわき建設事務所          工事名 河川海岸改良（改良）          工事内容 堤防舗装工          L=1,510.0m</p> <p>契約年月日 令和6年3月28日          解除年月日 令和6年7月9日</p> <p>「是正又は改善の意見」          土木設計積算システムの運用に当たっては、計算プログラム等システムのチェック体制を強化し適正に行うこと。</p>	<p>（原因）          今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <p>設計積算システム基準データ改正業務委託において、積算システムで使用する単価に補正係数を掛けた際の端数処理について、技術管理課がそれに応じた積算システムの動作確認を失念した。</p> <p>（処理状況）</p> <p>1 令和6年5月9日          技術管理課は、積算システムで使用する単価に補正係数を掛けた際の端数処理に誤りがあることを確認した。エラーの内容について、技術管理課及びシステム管理会社は、ただちに同様の誤りがないか点検した。</p> <p>2 令和6年6月4日          システム管理会社が、エラー箇所のプログラムを修正し、技術管理課において修正が完了したことを確認したうえで、本番環境へ修正プログラムを反映した。</p> <p>（今後の対応）          土木設計積算システムの運用に当たっては、以下のとおり対応する。</p> <p>1 プログラム修正における動作確認          積算基準の改正に伴いシステムプログラムの修正を行う際には、技術管理課及びシステム管理会社は当該プログラムが使用される条件等を考慮のうえ、チェックリストでチェックした後に、積算システムの動作確認作業を相互に徹底して実施する。</p> <p>2 組織的なチェック体制の構築          管理職員（課長、主幹）と主任主査は、毎月の単価改定や基準改正時に、システム管理会社及び担当職員が実施した確認内容を厳密に審査する。</p>

- 6 監査対象機関 喜多方建設事務所  
 監査対象年度 令和5年度  
 監査実施年月日 令和6年7月31日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」          内部統制が機能しておらず、役務費の支出事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」</p>	<p>（原因）          今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <p>1 事業者甲への電話料金について、喜多方建設事務所の准公所である猪苗代</p>

所内のチェック体制が機能しておらず、電話料金（Wi-Fi使用料）の支払に関する事務手続が著しく適正を欠いている。

1 事業者甲の令和5年4月分の電話料金2,426円について、同年5月26日を支払期限とする請求書が送付されたにもかかわらず、本庁で支払うものと思いかかみ、本庁に確認することもなく、公共料金口座に入金しなかったため振替が行われず、同年6月に督促状が送付されるとともに、滞納手数料440円が発生している。また、当該督促に関する調査を十分に行っていない。

2 事業者乙の令和5年5月31日を支払期限とする同年4月分の電話料金94,674円について、公共料金口座に二重に入金している。また、同年3月から同口座の記帳を行わず、同年9月より記帳を再開したものの、担当者も上司も入出金や残高を確認せず、入金重複に気付いていない。

3 事業者甲の令和5年5月分から令和6年2月分までの電話料金計24,698円について、請求書が届いているにもかかわらず、上記1の認識誤りにより公共料金口座に入金していない。また、上記2の二重入金により、同口座に残高があったため、支出事務手続がなされないまま、振替が行われている。

「是正又は改善の意見」  
 役務費の支出に当たっては、所内の情報共有やチェック体制を確立するとともに関係規程に基づき適正に行うこと。

土木事務所の担当者は、前任者から事務所で支払うべき経費として引継を受け続けていたが、事業者甲への問い合わせなどのやりとりの中で本庁支払と誤認し、事務引継書の再確認や前任者、本庁への確認を怠った。総務課長も本庁等への確認を行わなかった。

2 事業者乙の令和5年4月分の電話料金94,674円について、執行機関セルフチェック表に記載はしたものの確認が不十分だったため、二重起票に気付かなかった。

また、公共資金前渡経理者（公共料金口座）の通帳記帳を総務課長、担当者とも失念していたため令和5年3月から同年9月まで記帳しておらず、二重入金に気付かなかった。

3 上記1により、本庁で支払うものと思いついていなかったため、支出手続を行っていなかった。

また、長期間、通帳の記帳を行っていなかったため、毎月引き落とされていたことに気付かなかった。令和5年9月に記帳した後も残高があることを確認せず、振替が行われているにもかかわらず、令和5年度出納整理期間閉鎖前まで見落としていた。

（処理状況）

- 1 事業者甲の令和5年4月分の電話料金  
 令和6年11月20日  
 事業者甲が2,426円を社内で消込処理をしていたことが判明したため、改めて事業者甲に対し同金額を支出した。
- 2 事業者乙への二重入金  
 令和6年4月26日  
 事業者乙の令和5年4月分の電話料金94,674円の二重入金について、戻入した。
- 3 事業者甲の令和5年5月分から令和6年2月分までの電話料金  
 令和6年4月26日  
 合計24,698円について支出（公共料金口座に入金）した。

（今後の対応）

○猪苗代土木事務所

- ・ 事務引継の際は、セルフチェック表の添付等により定例的に支出すべき項目・支出時期を明確にし、支出漏れが発生しないよう引継を徹底する。
- ・ 総務課長は、公共資金前渡経理者として通帳の管理を厳格に行い、担当者に支出の都度及び毎月末の通帳記帳を指示し、担当者とともに通帳の記帳内容や残高を確認する。
- ・ セルフチェック表に支出命令書番号欄を追加し、担当者が支出時に支払日、金額、支出命令番号を記載する。担当

	<p>者、総務課長はセルフチェック表の未記入箇所をチェックし、支出の遅れや漏れがないか毎月初めに確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務課長は不適切な事務処理に関する事例共有を月1回実施し、事務職員の意識向上を図る。</li> </ul> <p>○喜多方建設事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出命令書の決裁時にセルフチェック表が整理済みであることを確認するとともに、公共料金用口座の記帳及び支出の遅れや漏れがないか、毎月初めに猪苗代土木事務所へ確認する。</li> </ul>
--	--

(監査総務課)

**監査公表第3号**

令和6年12月10日監査公表第26号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和7年2月28日

福島県監査委員 満 山 喜 一  
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄  
 福島県監査委員 渡 辺 仁  
 福島県監査委員 阿 部 寿 子  
 6 教 財 第 1135 号  
 令和6年12月27日

福島県監査委員 満 山 喜 一  
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄 様  
 福島県監査委員 渡 辺 仁  
 福島県監査委員 阿 部 寿 子

福島県教育委員会教育長 大 沼 博 文

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和6年11月28日付け6福監第253号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 教育庁  
 監査対象年度 令和5年度  
 監査実施年月日 令和6年10月10日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況												
<p>「指摘事項」                      給与の支給事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」                      令和2年4月1日付け校長相当職昇任者1名及び令和3年4月1日付け教頭相当職昇任者1名の給与について、各昇任を給料計算に反映しなかったため、令和5年に給与1,888,783円を追給している。</p> <p>追給額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">令和2年度</td> <td style="width: 30%;">305,466円</td> <td style="width: 40%;">1名分</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>674,092円</td> <td>2名分</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>688,147円</td> <td>2名分</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>221,078円</td> <td>1名分</td> </tr> </table> <p>「是正又は改善の意見」                      給与の支給事務に当たっては、チェッ</p>	令和2年度	305,466円	1名分	令和3年度	674,092円	2名分	令和4年度	688,147円	2名分	令和5年度	221,078円	1名分	<p>（原因）                      今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事管理担当から、給与事務担当に提供する、給料計算の基となる人事異動情報が不正確（昇任の反映漏れ）であったこと。</li> <li>2 管理職員は、人事異動情報の確認が不十分であった。</li> </ol> <p>（処理状況）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 校長相当職昇任者                      令和5年2月28日                      給料の訂正を通知した。                      令和5年3月20日                      現年度分の追給をした。                      令和5年4月14日</li> </ol>
令和2年度	305,466円	1名分											
令和3年度	674,092円	2名分											
令和4年度	688,147円	2名分											
令和5年度	221,078円	1名分											

ク体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。

- 過年度分の追給をした。
- 2 「人事異動に伴う給料計算書等作成マニュアル」を、令和5年7月10日に作成した。
  - 3 教頭相当職昇任者  
令和5年11月1日  
給料の訂正を通知した。  
令和5年11月14日  
過年度分の追給をした。  
令和5年11月21日  
現年度分の追給をした。
- (今後の対応)  
当該事務については、以下のとおり対応する。
- 1 人事管理担当は、給与事務担当に提供する人事異動情報を作成するにあたり、「人事異動に伴う給料計算書等作成マニュアル」等を活用し、複数の関連資料の整合性を確認するなど、複数人で誤りがないかチェックを行う。
  - 2 管理職員は、上記の人事異動情報が正しく作成されているか確認を徹底する。

「指摘事項」  
退職手当の支払事務に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」  
令和4年度末退職の講師1名分の退職手当272,199円及び令和5年度末退職の講師3名分の同手当826,322円について、退職した日から起算して1月以内に支払うべきところ、退職者の確認が不十分であったため、令和6年7月22日に支払っている。

「是正又は改善の意見」  
退職手当の支払事務に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。

- (原因)  
今回の事案の原因は以下のとおりである。
- 1 年度末退職者の再就職等の情報について、教育事務所と管内の市町村立学校間の共有・確認が不十分だったため、退職手当の要不要の把握ができなかった。
  - 2 退職手当が必要であった職員の「退職手当の受給申出書」について、所属していた学校から福利課に提出されず、支給漏れとなった。
- (処理状況)
- 1 令和6年10月10日  
退職手当事務の適切な執行について、注意喚起する通知文書を発出した。
  - 2 令和6年11月20日  
令和6年度末退職手当事務について、上記1の通知を踏まえ、組織的にチェックする体制を強化して事務を進めるよう通知した。
- (今後の対応)  
退職手当事務については、以下のとおり支給該当者を確実に把握できるよう組織的なチェック体制を強化する。
- 1 各学校等は、管理職員と担当者が年間を通して職員の採用・退職に関する情報共有を行い、退職手当の有無を確認する。
  - 2 各教育事務所は、管内の市町村立学校における退職者について各学校と連携して把握に努め、所内での情報共有及び退職手当の有無のダブルチェックを行う。

	<p>3 福利課は、各学校や教育事務所等に対して支給該当者把握の留意点や提出期限について、定期的に注意喚起を行う。</p>																				
<p>「指摘事項」 高等学校部活動指導員の報酬等に係る関係規程について、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 令和2年度から実施している高等学校部活動指導員配置事業において、休日給に相当する報酬等の関係規程の不備により、配置した指導員に対する報酬、旅費について56校で不足払いが生じている。</p> <table border="1" data-bbox="236 689 778 1003"> <thead> <tr> <th>不足払い額</th> <th>報酬</th> <th>旅費</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>520,282円</td> <td>27,283円</td> <td>547,565円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>666,379円</td> <td>44,535円</td> <td>710,914円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>878,880円</td> <td>49,903円</td> <td>928,783円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>961,293円</td> <td>51,764円</td> <td>1,013,057円</td> </tr> </tbody> </table> <p>「是正又は改善の意見」 高等学校部活動指導員の報酬等に係る関係規程については、関係条例等に基づき適切に定め、配置校において適正に執行されるよう制度管理を行うこと。</p>	不足払い額	報酬	旅費	計	令和2年度	520,282円	27,283円	547,565円	令和3年度	666,379円	44,535円	710,914円	令和4年度	878,880円	49,903円	928,783円	令和5年度	961,293円	51,764円	1,013,057円	<p>(原因) 報酬等については、「会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例」の定めるところによるほか、「福島県教育委員会特定会計年度任用職員(高等学校部活動指導員)設置要綱」等で規定していたが、設置要綱等には、同条例で規定している休日給に相当する報酬や超過勤務手当に相当する報酬についての規定がないなど、適正を欠いている表現があったため、部活動指導員配置校ではこれらの報酬等を支給しなくてもよいものと誤認し、不足払いが生じた。</p> <p>(処理状況)</p> <p>1 令和6年4月15日 部活動指導員配置校に対し、制度の趣旨を踏まえた運用の在り方や報酬等の算定方法などについて継続して周知するとともに、適正な制度管理を行った。</p> <p>2 令和6年11月28日 不足払いについて、該当する部活動指導員配置校に対し、追給処理を依頼した。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>1 支給すべき報酬等及び各種控除金について、適切に算定を行い、該当者全員への不足支給額の振込み処理を令和7年3月末までに完了する。</p> <p>2 関係条例、関係規程、それらの運用の在り方等について、庁内関係課との情報交換、課内勉強会等を通じて、管理職員及び担当者が深く理解した上で、部活動指導員配置校に対し機会を捉えて周知を図るなど、適正な制度管理を継続して行っていく。</p>
不足払い額	報酬	旅費	計																		
令和2年度	520,282円	27,283円	547,565円																		
令和3年度	666,379円	44,535円	710,914円																		
令和4年度	878,880円	49,903円	928,783円																		
令和5年度	961,293円	51,764円	1,013,057円																		

(監査総務課)

監査公表第4号

令和6年12月10日監査公表第26号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、福島県公安委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和7年2月28日

福島県監査委員 満山喜一  
 福島県監査委員 三瓶正栄  
 福島県監査委員 渡辺仁  
 福島県監査委員 阿部寿子  
 福公委(会)第2号  
 令和6年12月11日

福島県監査委員 満山喜一  
 福島県監査委員 三瓶正栄  
 福島県監査委員 渡辺仁 様

福島県監査委員 阿 部 寿 子

福島県公安委員会委員長 江 尻 陽 子

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和6年11月28日付け6福監第253号で報告のありました定期監査の結果については、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 警察本部  
 監査対象年度 令和5年度  
 監査実施年月日 令和6年10月7日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」                      工事の入札事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」                      一般土木工事について、入札及び再度入札が予定価格超過により不調となったため改めて公告入札をしたが、その際に入札参加資格の格付等級を設定基準上、入札参加可能とされていない範囲まで拡大変更して当該公告入札を行い、落札者を決定し工事を施工している。</p> <p>（工事の概要）                      工事名 須賀川警察署看板設置工事                      施工場所 須賀川市八幡町地内                      契約額 3,949,000円                      工期 令和5年7月26日～同年11月22日</p> <p>「是正又は改善の意見」                      工事の入札事務に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>（原因）                      今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「改めて公告入札」を行う際、初回公告入札との変更点は「格付等級」だけであり、設計図書に変更がなかったことで審議不要と安易に判断した。</li> <li>地域要件を拡大するに当たり現行の範囲内で審議省略できるものを、格付等級についても同様であると誤認した。</li> <li>担当者の認識不足があった上、上司の確認が不十分であった。</li> </ol> <p>（処理状況）                      令和6年10月8日、入札事務を行った会計課担当係及び工事執行課である施設装備課担当係に対し、本案件を周知・共有するとともに、再発防止策を検討した。</p> <p>（今後の対応）                      工事の入札事務に誤りがないよう以下のとおり対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>入札事務にあっては、関係規程を確認し疑義が残る場合、県の担当課に確認するとともに、「入札不調時の対応フロー」を内部共有システムに掲示して、公告入札実施の起案時に印刷の上、チェックしたものを添付する。</li> <li>担当者任せにすることなく、幹部職員による組織的なチェック体制を強化するとともに、職員研修等に入札事務に関する内容を盛り込み、職員の資質向上を図る。</li> </ol>

（監査総務課）

監査公表第5号

令和6年11月12日監査公表第25号により公表した住民監査請求の監査結果に係る勧告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、福島県県北建設事務所長から次のとおり講じた措置の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和7年2月28日

福島県監査委員 満 山 喜 一  
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄  
 福島県監査委員 渡 辺 仁  
 福島県監査委員 阿 部 寿 子

6北建第2815号  
令和7年1月31日

福島県監査委員 満 山 喜 一  
福島県監査委員 三 瓶 正 栄 様  
福島県監査委員 渡 辺 仁 子  
福島県監査委員 阿 部 寿 子

福島県県北建設事務所長

福島県職員措置請求に係る勧告に基づく措置について（通知）

令和6年11月1日付け6福監第261号で勧告のありましたこのことについて、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。  
記

勧告	講じた措置						
<p>1 県管理道路における温泉管の無許可占用の適正化を図り不当利得返還請求権を行使するため、占用者を特定するための調査を速やかに行いその結果に基づき進捗管理を行いながら着実に取組を進めるなど、適切な措置を講じること。</p> <p>2 措置期限 令和7年1月31日</p>	<p>1 温泉管所有者への説明 令和6年11月6日、A市B町財産区管理者主催の説明会の場で、分湯槽の使用者に対し、道路占用許可制度や占用状況の実態調査について説明し、理解と協力を求めた。</p> <p>2 実態調査の実施 令和6年11月8日、A市d所から提供を受けた情報をもとに、A市B町における温泉利用者91者に対して県管理道路における温泉管設置状況について文書による実態調査を実施した。</p> <p>3 調査結果及び取組状況（令和7年1月31日時点） 回答総数：76者／91者（83.5%） 内訳</p> <p>(1) 県管理道路を占有している：18者 18者において20件の道路占有を確認した。 ・7件は、既に占有許可済のものであった。 ・残る13件について、現地調査・ヒアリングを実施した。結果は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>占有許可申請済（許可済）</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>占有許可申請済（審査中）</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>占有許可申請予定</td> <td>3件</td> </tr> </table> <p>(2) 県管理道路を占有していない：58者</p> <p>(3) 宛先不明、電話連絡不通：15者 宛先不明等15者について、現地及び登記簿等を確認し、温泉施設所有者の所在を特定した。</p> <p>4 無許可占用の適正化及び不当利得返還請求権行使等の状況 令和7年1月31日までに、新たに7件の道路占用許可を行っている。 7件のうち4件は、特別地方公共団体であるA市B町財産区管理者に対する許可であり、占有料を免除している。他3件の令和6年度占有料は計300円、過去10年分の占有料相当額は計4,384円であり、令和7年2月28日までに納入される見込みである。</p> <p>5 今後の取組</p> <p>(1) 占有許可申請については、審査中3件、申請予定3件の審査を速やかに進める。</p> <p>(2) 県管理道路を占有していないと回答のあった58者については、現地調査・ヒアリングを行い、占有の有無を確認する。</p> <p>(3) 宛先不明等15者については、所有者の所在を特定したので、文書による実態調査を再度実施し、その後現地調査・ヒアリングを行い占有の有無を確認していく。 所有者の変更や、遠隔地に所在している等により、</p>	占有許可申請済（許可済）	7件	占有許可申請済（審査中）	3件	占有許可申請予定	3件
占有許可申請済（許可済）	7件						
占有許可申請済（審査中）	3件						
占有許可申請予定	3件						

占用の確認に時間を要することも想定されるが、占有  
が特定された者から順次、申請手続を求めていく。  
令和7年6月を目途に無許可占有の解消と占有料徴  
収の適正化に取り組む。

( 監 査 総 務 課 )